

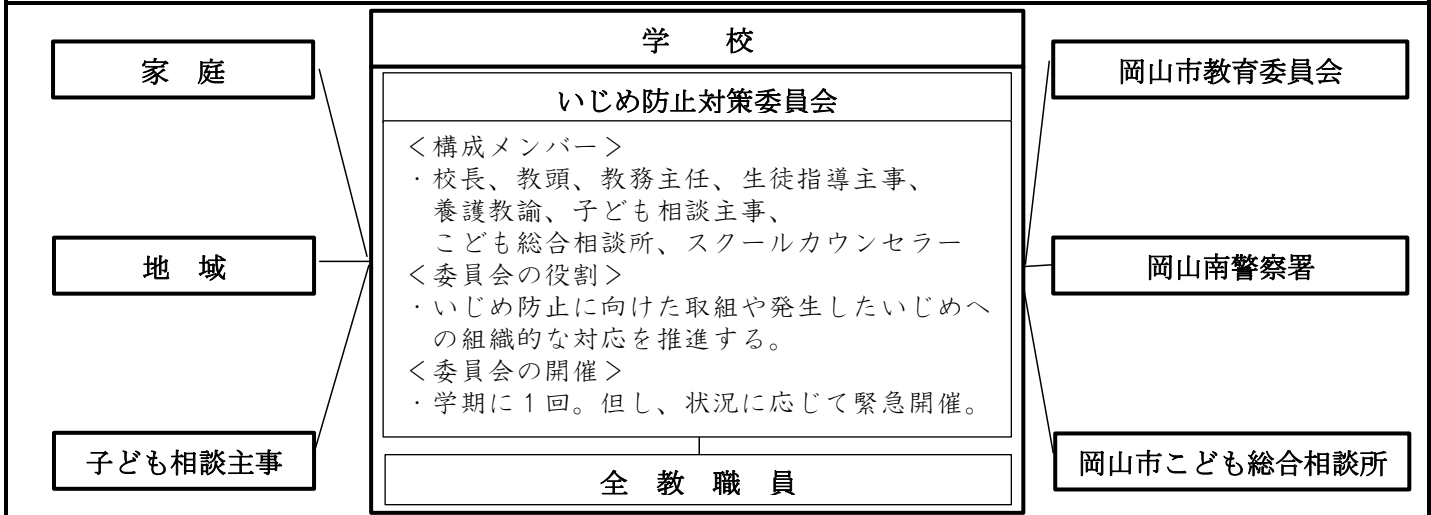
岡山市立芳田小学校 いじめ防止基本方針

2014年5月策定 (2020年 8月見直し)

いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ対策防止推進法・いじめの防止等のための基本的な方針（H29.3.14最終改定）を基に策定、改定した。
 いじめとは、「児童に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」また、「いじめは、人権侵害である」という基本認識に立ち、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送ることができるよう策定した。
 いじめの防止等にあたっては、校内にいじめ防止対策委員会を設置し組織的に進めていくとともに、家庭や地域、関係機関等との連携を積極的に図っていくものとする。

家庭や地域、関係機関等との連携



学校が実施する取組

- ① **いじめの防止**
 - 学校教育全体を通して道徳教育・人権教育の充実に努める。
 - 体験活動などの教育活動を推進し、社会性を育む。
 - 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - わかる授業に努め、児童の自己有用感を高める。
 - いじめの早期発見、適切な対処のための教職員の研修を夏季休業中を中心に行う。
 - 情報モラル教育に積極的に取り組む。
*警察や関係機関、保護者等と連携して、情報モラル教育に取り組む、積極的な啓発を行っていく。
- ② **早期発見**
 - 教職員と児童・保護者との人間関係づくりに努める。
 - 教職員がいじめへのアンテナを高くし、いじめを積極的に認知する。
 - 校内の情報共有体制を整える。
*生徒指導連絡会を毎週金曜日に、また、生徒指導部会を月に1回開き、情報共有を図る。状況に応じ、ケース会を開き、情報の収集や整理を行う。
 - 教育相談の充実に努める。
*いじめに関するアンケート調査やアセス、個人面談をそれぞれ学期に1回実施し、児童の悩みや相談に対応する。
- ③ **いじめへの対応**
 - いじめの事実調査を行い、いじめを明らかにしていく。
*関係者から聞き取りやアンケート調査を行い、いじめの全容解明に向け、委員会を中心に組織的に対応する。知り得た事実は、保護者に正確に伝え、理解を求めるとともに協力を仰ぐ。
 - いじめられた児童への支援を行う。
*いじめられた児童の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、安心して登校できる状況を構築する。また、再発防止に向け、長期的な見守りを行っていく。
 - いじめた児童への指導を行う。
*いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で指導するとともに、いじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な解決に向けた取り組みを行う。
 - いじめを傍観していた児童への指導を行う。
*いじめに加担していることを知らせ、今後の自分の取るべき行動について考えさせる。

※重大事態が生じた場合は、速やかに岡山市教育委員会に報告し、事実関係を明らかにするための調査を行う。また、必要に応じて、第三者を加えた組織により、詳細な調査や対策について検討を行う。